

免許が活きる 明るい明日

# LICENSE

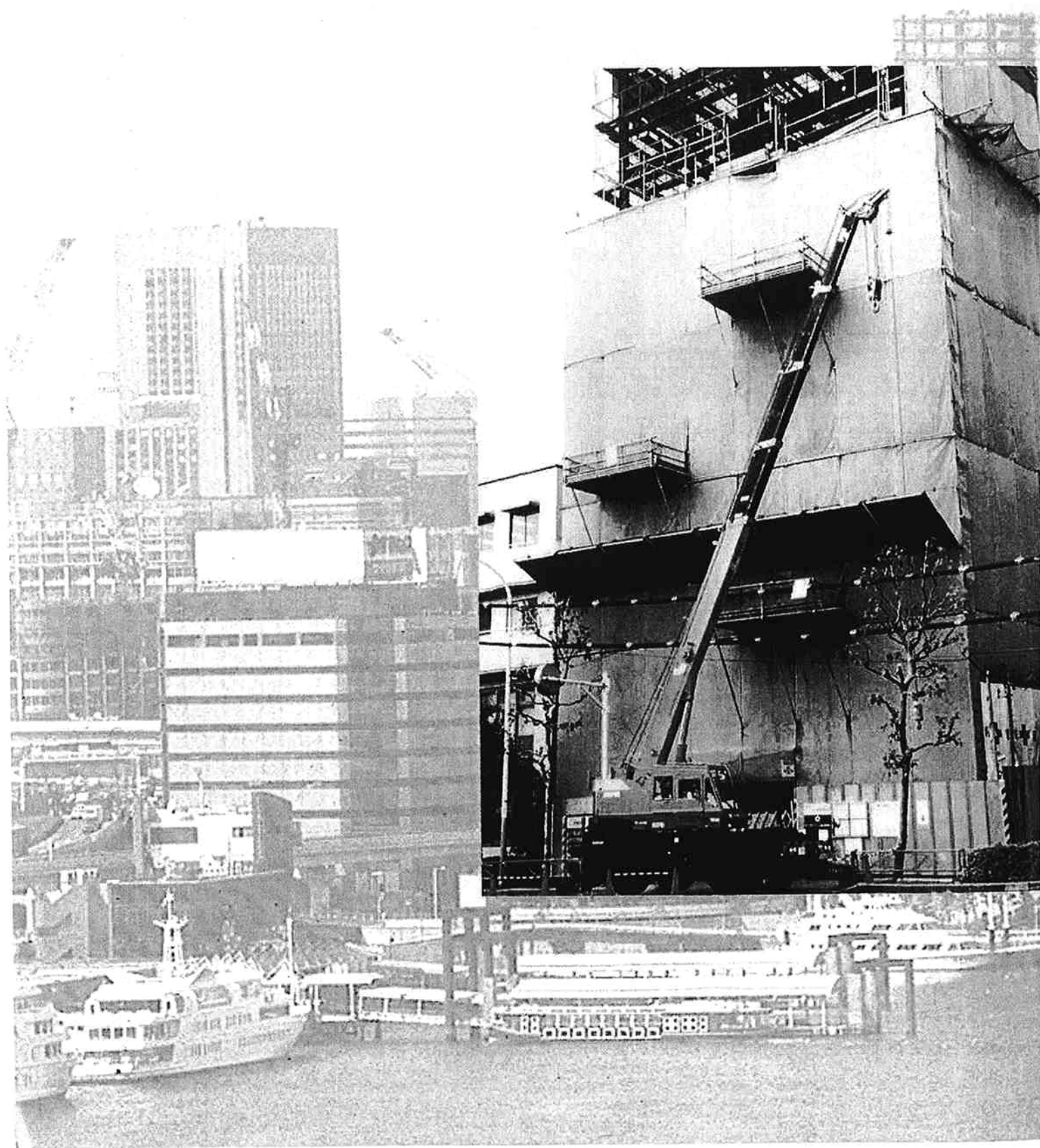
安全衛生関係  
免許・資格試験の概要



財団法人

厚生労働大臣指定試験機関

**安全衛生技術試験協会**



## 安全衛生技術試験協会とは

厚生労働大臣の指定を受け、

- 労働安全衛生法に基づくボイラー技士、クレーン・デリック運転士、衛生管理者、潜水士等の免許試験
- 同法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント試験
- 作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験

を国に代わって行っている試験機関です。

私どもは、21世紀のわが国の産業現場がさらに安全・健康で、快適なものとなるよう、国家試験を実施することによって、数多くのスペシャリストを産業界に送り出し、産業安全と労働衛生の向上のために重要な役割を果たすとともに、労働災害の防止にも貢献しています。



## 試験協会(略称)のあらまし

### ■名称

財団法人 安全衛生技術試験協会

### ■所在地

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1

千代田ファーストビル 東館 9階

TEL 03-5275-1088

FAX 03-5275-1097

### ■設立年月日

昭和51年4月1日

### ■主務官庁

厚生労働省



## 試験協会の歩み

昭和51年 4月

(財)作業環境測定士試験協会((財)安全衛生技術試験協会の前身)を  
東京都港区芝5-35-1に設立  
作業環境測定法に基づく試験指定機関として労働大臣指定

昭和53年 4月

(財)安全衛生技術試験協会に改組

6月

労働安全衛生法に基づく免許試験指定機関として労働大臣指定

8月

事務所を東京都千代田区三崎町1-3-12に移転

10月

近畿安全衛生技術センター（加古川市）で近畿地区試験事務開始

昭和55年 4月

関東安全衛生技術センター（市原市）で関東甲信越地区試験事務開始

九州安全衛生技術センター（久留米市）で九州地区試験事務開始

昭和59年11月

中部安全衛生技術センター（東海市）で中部地区試験事務開始

昭和61年 3月

中国四国安全衛生技術センター（福山市）で中国四国地区試験事  
務開始

12月

東北安全衛生技術センター（岩沼市）で東北地区試験事務開始

昭和62年11月

北海道安全衛生技術センター（恵庭市）で北海道地区試験事務開始

平成12年 4月

労働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント試験  
指定機関として労働大臣指定

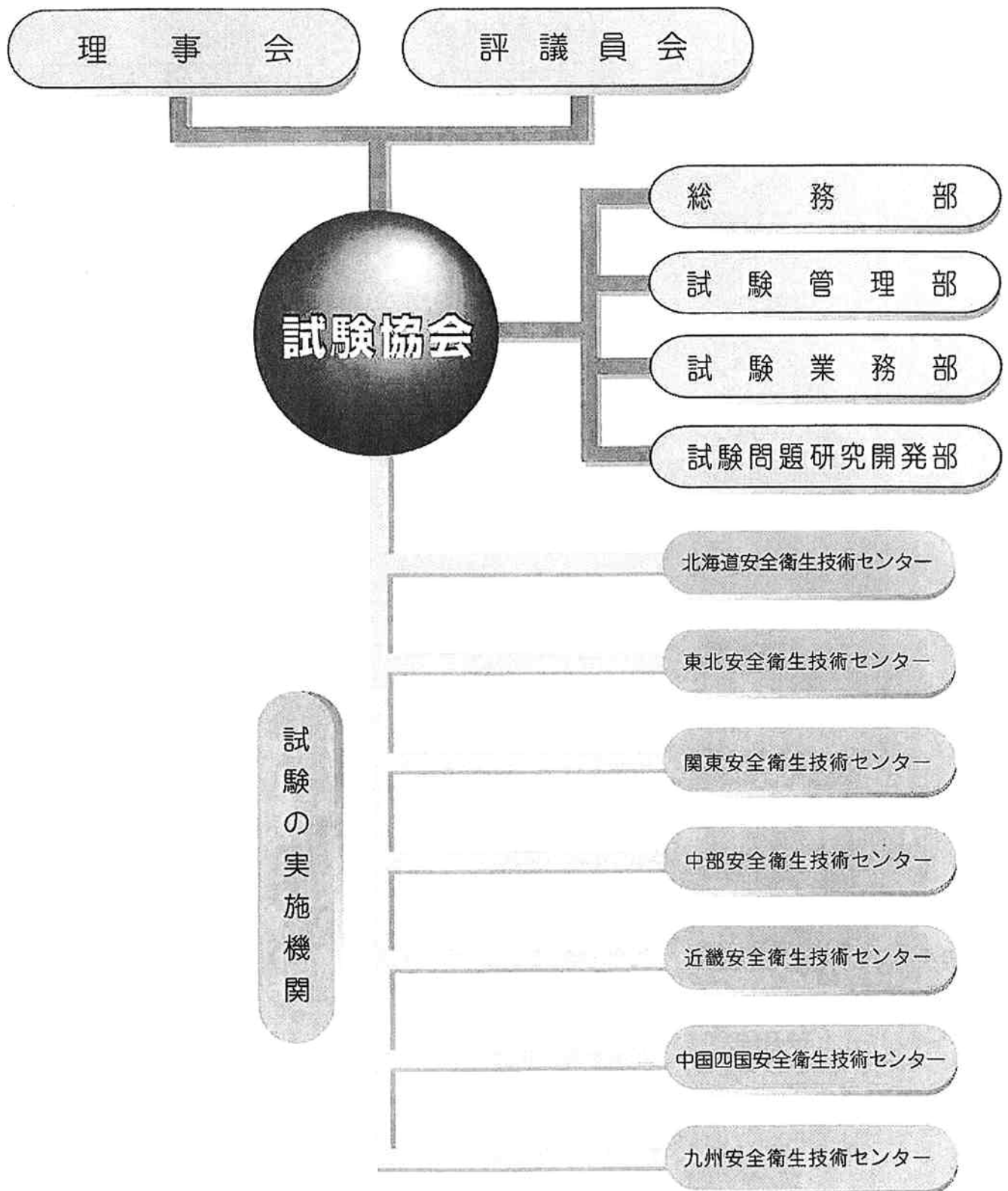
平成15年12月

事務所を 東京都千代田区西神田3-8-1 に移転

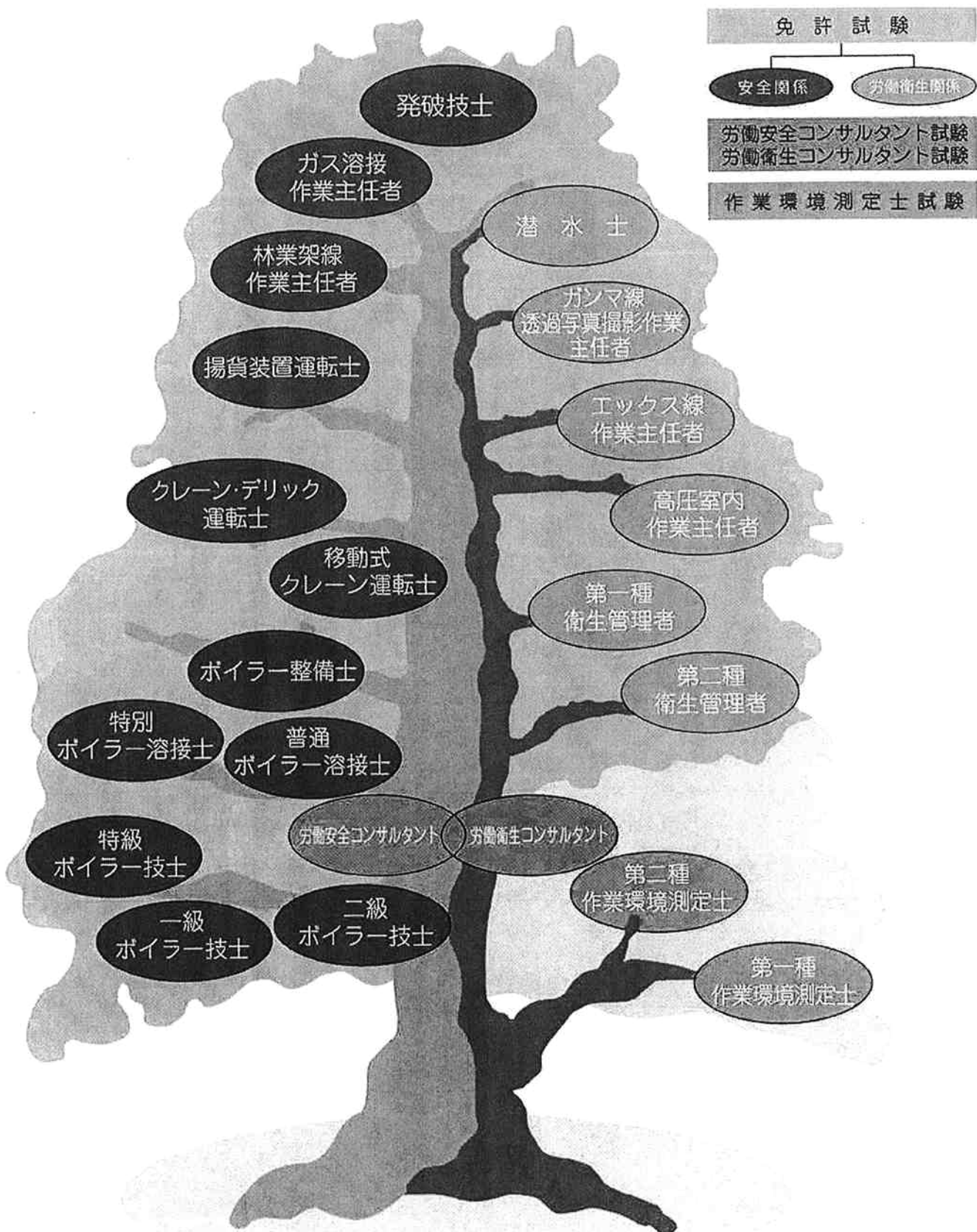




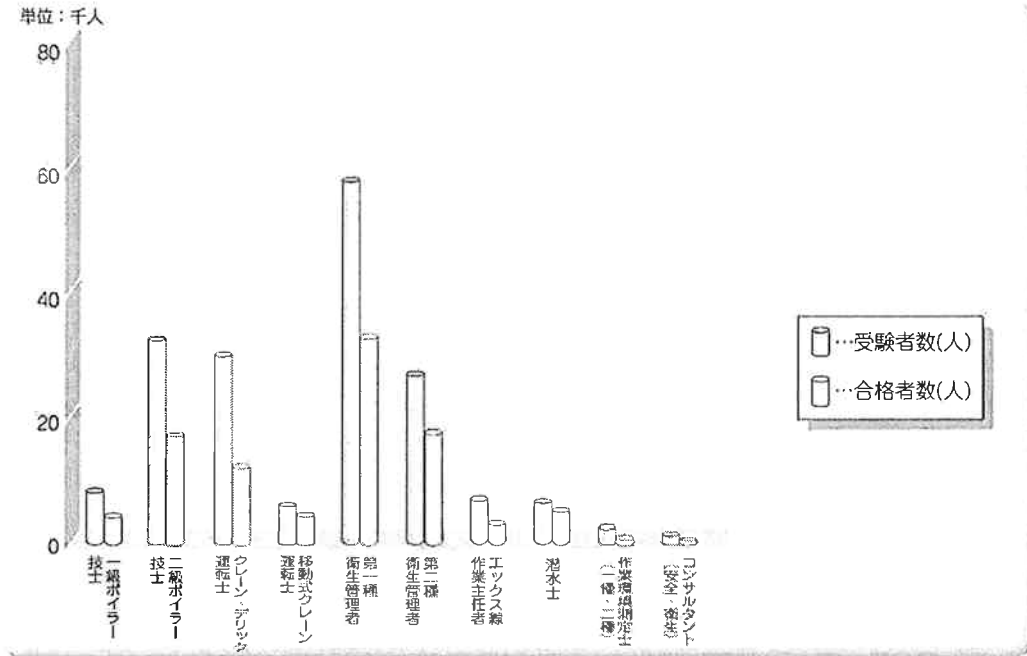
## 試験協会の組織



# 免許試験等の種類一覧



## 免許試験等の実績（平成20年度）



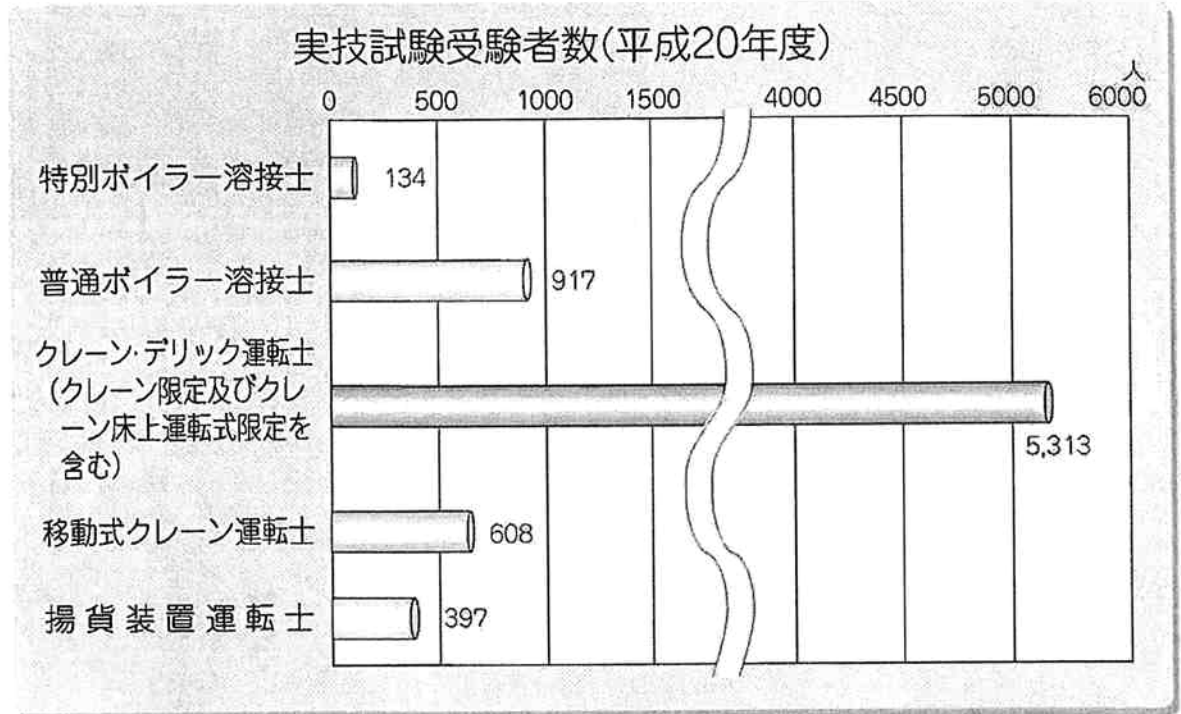
## 試験の種類別受験申請者数、受験者数、合格者数

(単位：人、%)

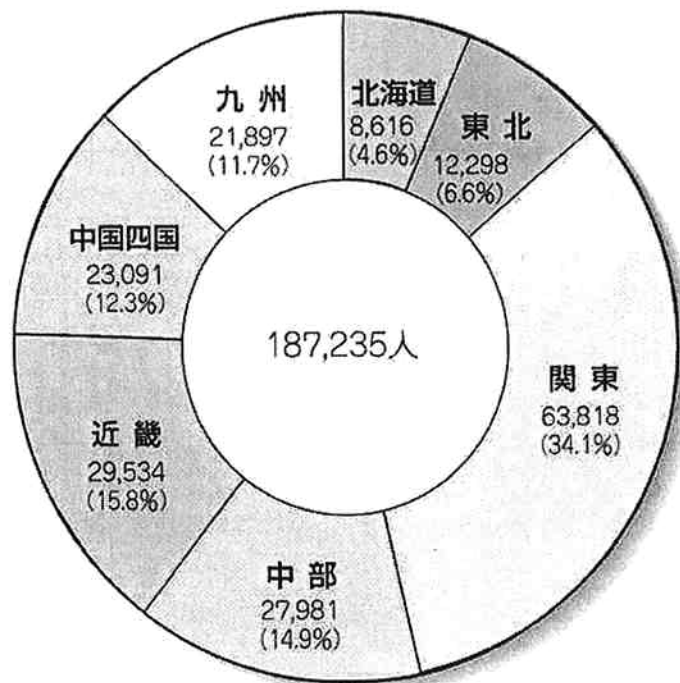
試験の種類	受験申請者数	受験者数	合格者数	合格率
特級ボイラー技士	732	691	218	31.5
一級ボイラー技士	9,949	9,302	3,902	41.9
二級ボイラー技士	35,344	34,163	17,522	51.3
特別ボイラー溶接士	144	143	103	72.0
普通ボイラー溶接士	908	892	604	67.7
ボイラー整備士	3,678	3,586	2,352	65.6
クレーン・デリック運転士(注)	31,142	30,365	15,187	50.0
移動式クレーン運転士	5,661	5,456	3,701	67.8
揚貨装置運転士	637	630	456	72.4
発破技士	358	344	168	48.8
ガス溶接作業主任者	973	948	710	74.9
林業架線作業主任者	194	188	118	62.8
第一種衛生管理者	61,470	58,362	33,417	57.3
第二種衛生管理者	29,429	27,966	19,159	68.5
高圧室内作業主任者	64	61	46	75.4
エックス線作業主任者	7,659	7,248	3,347	46.2
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	389	373	288	77.2
潜水士	6,796	6,517	5,240	80.4
<b>安全衛生法免許関係合計</b>	<b>195,527</b>	<b>187,235</b>	<b>106,538</b>	<b>56.9</b>
第一種作業環境測定士	1,165	1,109	668	60.2
第二種作業環境測定士	1,778	1,656	408	24.6
労働安全コンサルタント	986	894	226	25.3
労働衛生コンサルタント	566	513	146	28.5
<b>総計</b>	<b>200,022</b>	<b>191,407</b>	<b>107,986</b>	<b>56.4</b>

(注)平成18年4月から「クレーン運転士」と「デリック運転士」が統合され「クレーン・デリック運転士」になりました。  
「クレーン・デリック運転士」には「クレーン限定」及び「床上運転式クレーン限定」が含まれます。

## 免許試験等の実績

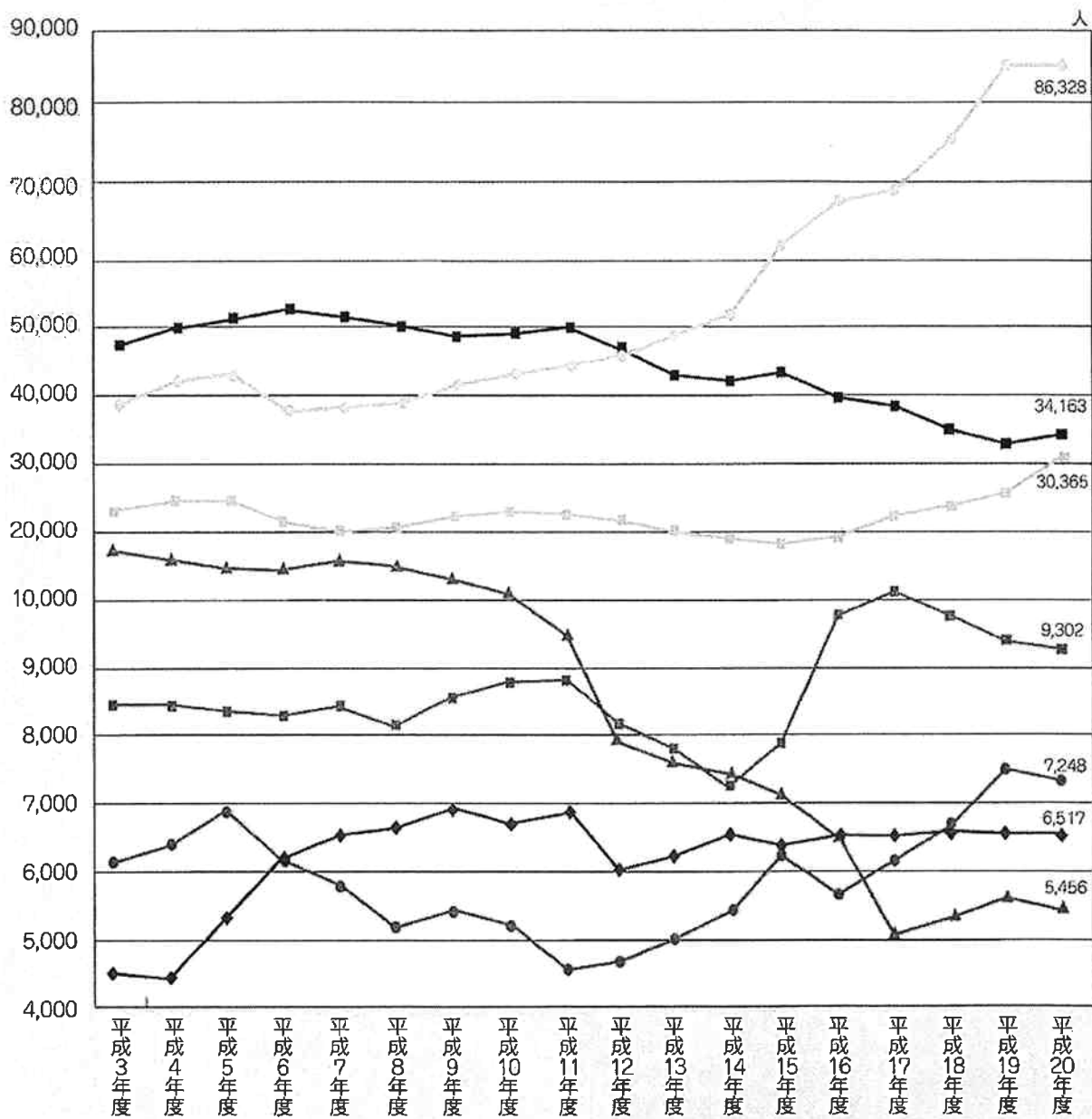


## センター別学科試験受験者数の状況(平成20年度)





## 主要免許試験の学科試験受験者数の推移



- 二級ボイラー技士
- 衛生管理者
- ◇ クレーン・デリック運転士
- ▲ 移動式クレーン運転士
- 一級ボイラー技士
- エックス線作業主任者
- ◆ 潜水士

注1. 「衛生管理者」については、第一種と第二種を合わせたものです。  
 2. 「クレーン・デリック運転士」には「クレーン限定」及び「床上運転式クレーン限定」が含まれます。  
 平成18年4月から「クレーン運転士」と「デリック運転士」が統合され「クレーン・デリック運転士」になりました。  
 平成17年度以前は、「クレーン運転士」です。

## ボイラー技士(特級・一級・二級)

一定規模以上のボイラーは、ボイラー技士免許を有する者でなければ取り扱うことができません。

また、取り扱うボイラーの伝熱面積の大きさにしたがって、特級、一級、二級の資格を持つ者を作業主任者として選任しなければなりません。

ボイラー技士は、工場、学校、病院、超高層ビルなどのエネルギー源となっている各種のボイラーを管理します。

## 主な受験資格

特級／一級ボイラー技士免許を受けた者。  
など

一級／二級ボイラー技士免許を受けた者。  
など

二級／都道府県労働局長が指定するボイラー実技講習を修了した者。  
など



## ボイラー溶接士（特別・普通）

（※実技試験があります。）

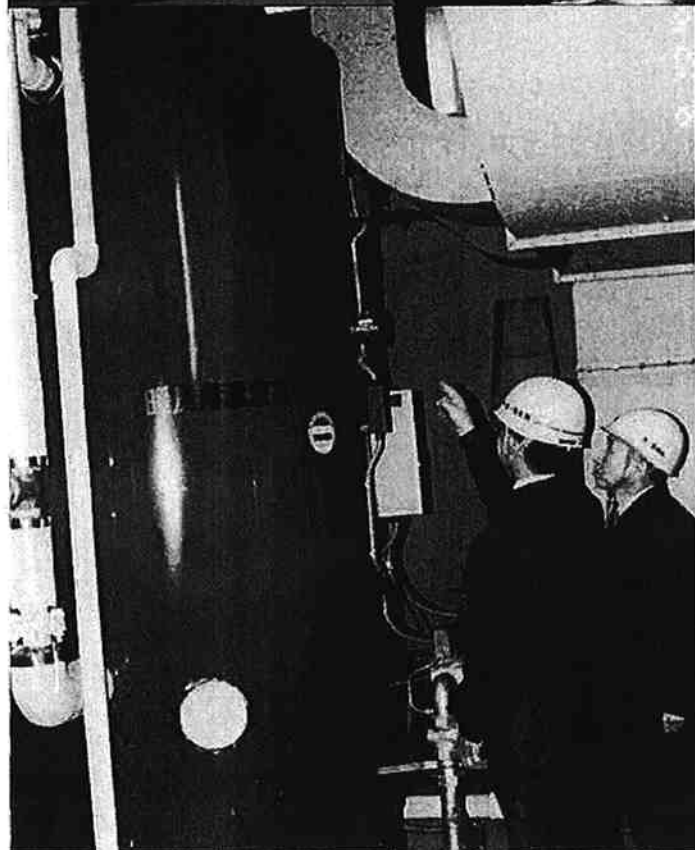
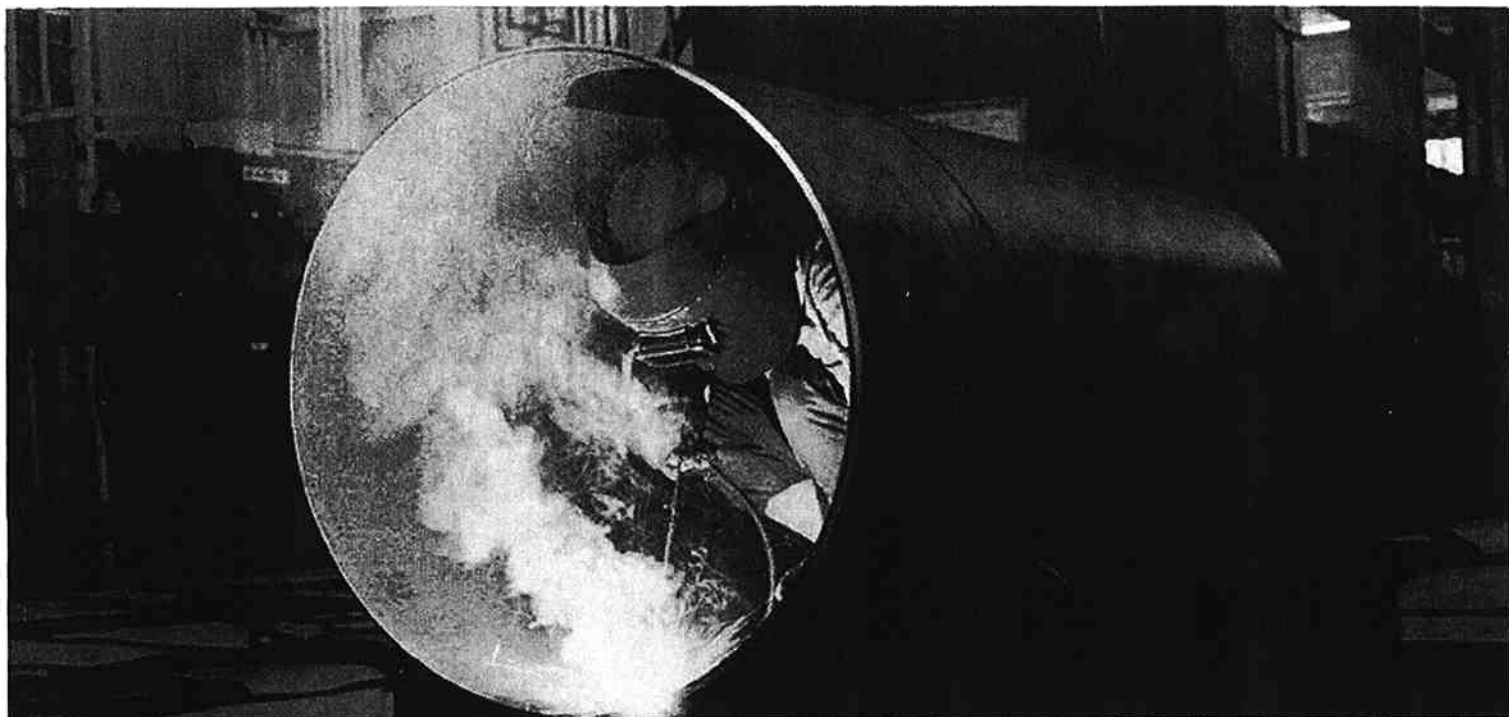
溶接によって作られるボイラーまたは第一種圧力容器の製造、改造、修理などを行う際に必要な資格です。

特別ボイラー溶接士はすべてのボイラーについて溶接を行うことができますが、普通ボイラー溶接士は溶接部の厚さが25mm以下に限られています。

### 受験資格

特別／普通ボイラー溶接士免許を受けた後、1年以上ボイラーまたは第一種圧力容器の溶接作業の経験がある者（ガス溶接、自動溶接を除く）。

普通／1年以上溶接作業の経験がある者（ガス溶接、自動溶接を除く）。



## ボイラー整備士

一定規模以上のボイラーまたは第一種圧力容器について、ボイラー水等を排出し、本体・附属装置等を整備する業務に携わる方に必要な資格です。

### 主な受験資格

- ①ボイラー（小規模ボイラー及び小型ボイラーを除く。）または第一種圧力容器（小規模第一種圧力容器及び小型圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6月以上従事した経験を有する者。
- ②小規模ボイラーまたは小規模第一種圧力容器の整備の業務に6月以上従事した経験を有する者。
- ③職業能力開発促進法による職業訓練のうち、ボイラー運転科の修了者など

## クレーン・デリック運転士

(※実技試験があります。)

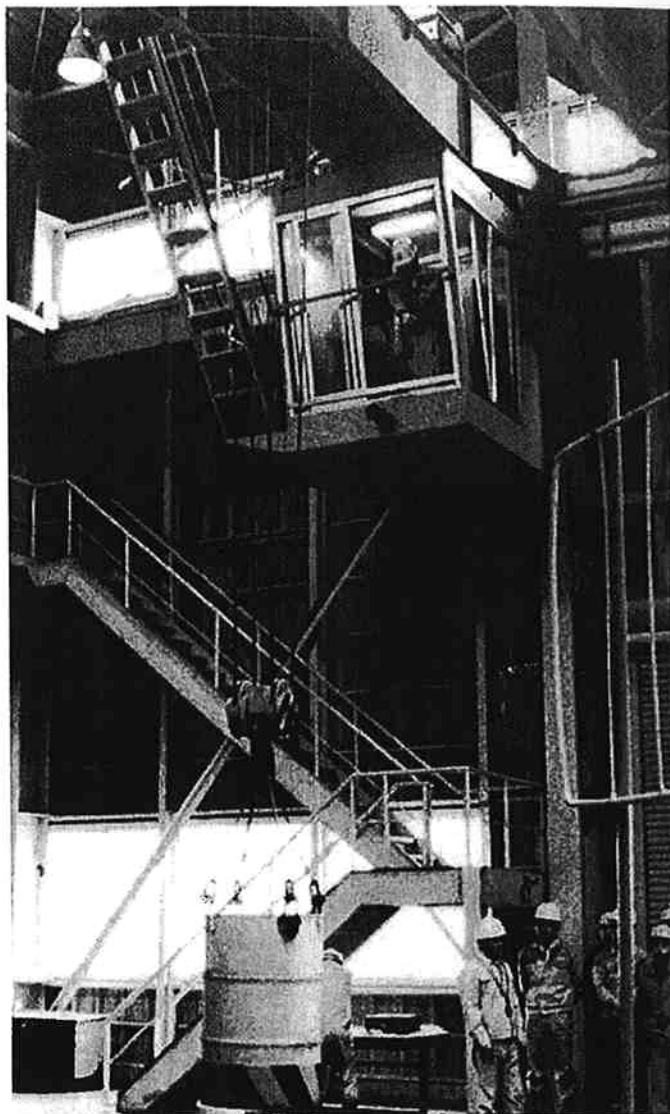
つり上げ荷重が5トン以上の天井クレーン、橋形クレーン、ジブクレーン、ガイデリック、スチフレッグデリック、ジブポールなどの各種クレーン及びデリックを運転するために必要な資格です。

クレーンは、工場、倉庫、建設現場などで広く用いられている産業の縁の下の力持ちです。

また、デリックは、建設現場等で用いられます。

### 受験資格

定めはありません。



## 移動式クレーン運転士

(※実技試験があります。)

つり上げ荷重が5トン以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、フローチングクレーンなどのクレーンを運転するために必要な資格です。

移動式クレーンは、建設、港湾などの現場で広く用いられている働き者です。

### 受験資格

定めはありません。





## 揚貨装置運転士

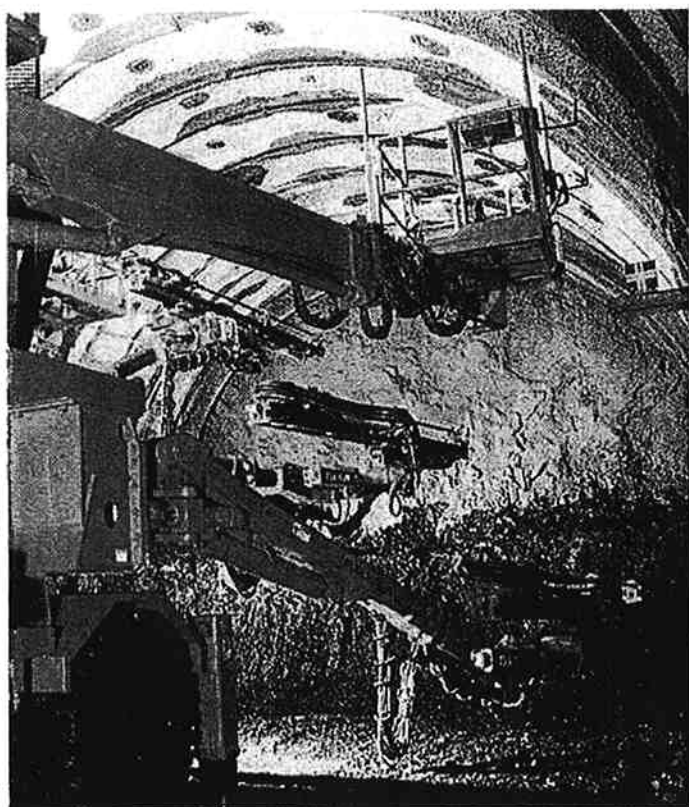
(実技試験があります。)

制限荷重が5トン以上の揚貨装置を運転するために必要な資格です。

揚貨装置は、船舶に取り付けられたデリックやクレーン設備をいい、これを用いて陸から船へ、あるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾での作業に用いられています。

### 受験資格

定めはありません。



## 発破技士

火薬類を用いる発破の作業には、せん孔、装てん、結線、点火及び後処理等の作業がありますが、これらについては大きな危険が伴うため、発破の業務には国の定めた資格者があたることになっています。

発破技士は、発破作業に直接携わる特殊技術者として土木工事や採石現場等で活躍しています。

### 受験資格

- ① 厚生労働大臣が定める発破実技講習を修了した者。
- ② 発破の補助作業の業務に6月以上従事した経験を有する者。
- ③ 大学、高等専門学校、高校などで、応用化学、採鉱学、土木工学に関する学科を専攻し卒業後、3月以上発破業務について実地修習した者。

## ガス溶接作業主任者

アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置等を用いて行う金属の溶接、溶断または加熱の作業を行う場合には、ガス溶接作業主任者免許を受けた者の中からガス溶接作業主任者を選任することが必要です。

作業主任者は、これらの業務全般の責任者として作業方法の決定及び作業者を指揮する等の職務に携わります。

### 主な受験資格

- ① ガス溶接技能講習を修了した者で、その後ガス溶接等の業務に3年以上従事した経験を有するもの。
- ② 大学、高等専門学校で溶接に関する学科を専攻して卒業したもの。
- ③ 大学、高等専門学校で、工学または化学を専攻し卒業した者で、その後1年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有するもの。  
など



## 林業架線作業主任者

山林で伐採された原木は、山の斜面に設置された機械集材装置や運材索道などを用いて搬出されますが、機械集材装置や運材索道を組立てたり、解体したりする作業およびこれらを用いて集材や運材の作業を行う場合は、林業架線作業主任者免許を受けた者の中から林業架線作業主任者を選任することが必要です。

作業主任者は、これらの設備の組立てや整備、解体及び実際の集材、運材作業に際し、作業方法の決定及び作業従事者を指揮する等の職務に携わります。

### 受験資格

林業架線作業の業務に3年以上従事した経験を有する者。

## 衛生管理者（第一種・第二種）

常時50人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者免許を有する者のうちから労働者の数に応じ一定数以上の衛生管理者を選任し、安全衛生業務のうち、衛生に係わる技術的な事項を管理させなければなりません。

第一種衛生管理者免許を有する者はすべての業種の事業場において衛生管理者となることができます。

第二種衛生管理者免許を有する者は、有害業務と関連の少ない一定の業種の事業場においてのみ、衛生管理者となることができます。

主な職務は、労働者の健康障害を防止するための作業環境管理、作業管理及び健康管理のため必要とする作業条件、施設等の衛生上の改善などです。



(産業医・保健師も参加しての安全衛生委員会ミーティング)

### 主な受験資格

- ① 大学、高等専門学校の卒業で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- ② 高等学校の卒業で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- ③ 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者。  
など





## 高圧室内作業主任者

高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室またはシャフトの内部において行う作業に限る。）を行う場合は、高気圧障害を防止する直接責任者として高圧室内作業主任者免許を受けた者のうちから、作業室ごとに高圧室内作業主任者を選任することが必要です。作業主任者は、作業方法の決定及び作業者を指揮する等の職務に携わります。

### 受験資格

高圧室内業務に2年以上従事した者。

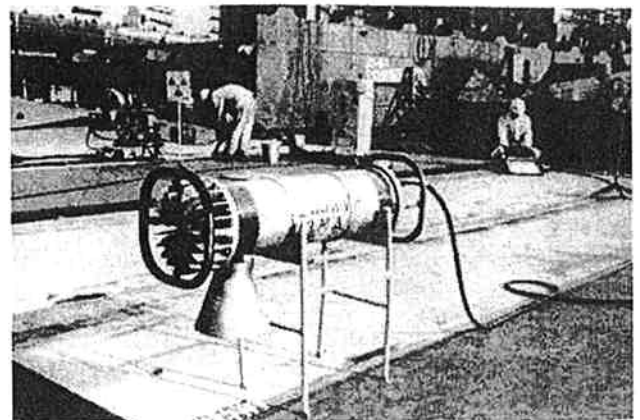
## エックス線作業主任者

エックス線装置（医療用または波高値による定格管電圧が1000 kV以上の装置を除く。）を用いる作業を行う場合は、エックス線による障害を防止する直接責任者としてエックス線作業主任者免許を受けた者のうちから、管理区域ごとにエックス線作業主任者を選任することが必要です。

作業主任者は、作業方法の決定及び作業者を指揮する等の職務に携わります。

### 受験資格

定めはありません。





## ガンマ線透過写真撮影作業主任者

ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業については、ガンマ線による障害の防止の直接責任者としてガンマ線透過写真撮影作業主任者免許を受けた者のうちから、管理区域ごとに、ガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任することが必要です。作業主任者は、作業方法の決定及び作業者を指揮する等の職務に携わります。

### 受験資格

定めはありません。



〈照射開始前の準備〉



## 潜水士

潜水器を使用し、空気圧縮機・手押しポンプによる送気やポンペからの給気を受けて、潜水の業務に就くためには、高気圧障害その他の危険が大きいことから、潜水士免許を受けなければなりません。

潜水士は、特殊技術を生かして、水中での土木作業やサルベージ作業、水産物採取などで活躍するほか、海洋開発など新しい分野でも活躍の場が広がっています。

### 受験資格

定めはありません。

## 作業環境測定士試験

### 作業環境測定士(第一種・第二種)

有機溶剤、特定化学物質、放射性物質、鉱物性粉じん及び金属類を取り扱う作業場についての作業環境測定は、作業環境測定士でなければ行えません。

作業環境測定士は、厚生労働大臣の登録を受け、事業場における作業環境の維持管理を図り、労働者の健康保持に貢献するのが職務です。

作業環境測定士には、

- デザイン・サンプリング、分析（解析を含む。）のすべてを行うことができる第一種測定士、
- デザイン・サンプリングと、簡易測定器による分析業務のみができる第二種測定士の二種類があります。



### 主な受験資格

- ① 大学、高等専門学校で理科系統の課程の卒業生で、その後1年以上（理科系統以外の課程を卒業した者は3年以上）労働衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- ② 高等学校で理科系統の課程の卒業生で、その後3年以上（理科系統以外の課程を卒業した者は5年以上）労働衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- ③ 8年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者。  
など



## 労働安全コンサルタント試験 労働衛生コンサルタント試験

### 労働安全・労働衛生コンサルタント

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣の登録を受け、事業場における労働安全又は労働衛生の水準の向上を図るため、事業者からの依頼により、事業場の診断や、これに基づく指導を業として行う専門家であり、労働安全・労働衛生に関する高い専門知識はもちろん、豊富な経験に裏づけられた高い指導力、安全衛生に対する強い熱意が求められます。

試験は、  
労働安全コンサルタント試験は、機械、電気、化学、建築及び土木  
労働衛生コンサルタント試験は、保健衛生及び労働衛生工学  
の各専門区分があり、筆記試験及び口述試験により行われます。

#### 主な受験資格

##### 労働安全コンサルタント試験

- ①大学の理科系統の課程の卒業生で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - ②短大または高等専門学校<sup>1</sup>の理科系統の課程の卒業生で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの。
  - ③高等学校の理科系統の課程の卒業生で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの。
- など

##### 労働衛生コンサルタント試験

- ①大学の理科系統の課程の卒業生で、その後5年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの。
  - ②短大または高等専門学校<sup>1</sup>の理科系統の課程の卒業生で、その後7年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの。
  - ③高等学校の理科系統の課程の卒業生で、その後10年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- など



## 免許試験の受験から免許取得まで

### 1 免許試験の日程

- ◆年2回（6月、12月）作成の「試験案内」紙上
- ◆試験協会作成のポスター
- ◆ホームページ  
<http://www.exam.or.jp/>  
にてお知らせしています

### 2 受験の申し込み

- ◆受験申請書の受付  
試験日の2ヵ月前から  
郵送受付は14日前の消印まで  
窓口受付は試験日の2日前（土曜日、祝祭日を除く）まで
- ◆提出先  
各安全衛生技術センターに直接  
持参または郵送（簡易書留）
- ◆試験手数料（平成21年6月1日現在）  
7,000円（学科）

#### 受験申請書・試験案内

受験申請書・試験案内は、下記で取り扱っています。

- ①当協会本部及び各安全衛生技術センター
- ②都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）・各地区労働基準協会、日本ボイラ協会各支部、日本クレーン協会各支部、ボイラ・クレーン安全協会各事務所等

### 3 試験実施

- ◆各安全衛生技術センターで実施しています。
- ◆なお、クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置、特別・普通ボイラー溶接士については、学科試験合格後実技試験が行われます。
- ◆上記センターから遠い地区に在住しておられる受験者のために、年1回『出張特別試験』をほぼすべての都道府県で行っています。

（詳細は各センターにお尋ねください。）

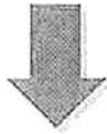
### 4 試験結果

- ◆試験結果の発表は原則として、試験の1週間後（出張特別試験を除く。）に各安全衛生技術センターで合格者について掲示して行います。  
また、全受験者に、はがきでお知らせいたします。





合格者



5

免許申請

◆東京労働局長

(〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

東京労働局免許証発行センター)

(免許申請書に安全衛生技術センターの  
合格通知書を添えて申請してください。

申請手続後、免許証が交付されます。)

◆免許手数料(平成21年4月1日現在)

1,500円



## 作業環境測定士試験の受験から登録まで

### 1 測定士試験の日程

年2回  
8月実施 第一種・第二種  
2月実施 第二種のみ

- ◆「測定士試験案内」紙上
- ◆試験協会作成のポスター
- ◆ホームページ  
<http://www.exam.or.jp/>  
にてお知らせします。

### 2 受験の申し込み

- ◆受験申請書の受付  
試験日の概ね3ヵ月前から2ヵ月前  
(土日曜日、祝祭日を除く)まで  
(「測定士試験案内」参照)
- ◆提出先  
安全衛生技術試験協会本部に直接  
持参または郵送(簡易書留)
- ◆試験手数料(平成21年4月1日現在)  
第一種 10,600~27,100円  
(選択科目数により変わります)  
第二種 11,800円

#### 受験申請書・試験案内

受験申請書・試験案内は、下記で取り扱っています。

- ①当協会本部及び各安全衛生技術センター
- ②都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)・  
各地区労働基準協会、日本作業環境測定協会等

### 3 試験実施

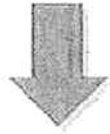
- ◆各安全衛生技術センターで  
実施します。
- ◆8月のみ東京会場(都内大  
学等)でも実施します。

### 4 試験結果

- ◆試験結果の発表は、試験の日  
からおよそ2ヵ月後に、安全  
衛生技術試験協会本部及び  
各安全衛生技術センターで合  
格者の受験番号を掲示して行  
います。  
また、全受験者に、はがきで  
お知らせいたします。



合格者



5

講習受講

作業環境測定士として登録  
するには、登録講習機関  
が行う講習を修了しなけれ  
ばなりません。

●登録講習機関は下記のとおりです。

(社) 日本作業環境測定協会

研修センター 03-3456-1601

(社) 関西労働衛生技術センター 06-6371-4121

(財) 労働科学研究所 044-977-2121

(社) 日本アイソトープ協会 03-5395-8083



6

登録申請

◆厚生労働大臣指定登録機関

(社) 日本作業環境測定協会  
事業推進部

(東京都港区芝4-4-5 三田労働基  
準協会ビル TEL 03-3456-0445)

あて

(登録が済みますと、登録証が発行さ  
れます。)

なお、登録を受けてはじめて作業環  
境測定士としての資格を得たことにな  
ります。)



## 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の受験から登録まで

### 試験の日程

10月実施 筆記試験  
1~2月実施 口述試験

- ◆「コンサルタント試験案内」紙上
- ◆試験協会作成のポスター
- ◆ホームページ  
<http://www.exam.or.jp/>  
にてお知らせします。

### 受験の申し込み

- ◆受験申請書の受付  
7~8月(土・日曜日、祝祭日を除く)。ただし、筆記試験全免除者は11月
- ◆提出先  
安全衛生技術試験協会本部に直接持参または郵送(簡易書留)
- ◆試験手数料(平成21年4月1日現在)  
24,700円

#### 受験申請書・試験案内

受験申請書・試験案内は、下記で取り扱っています。

- ① 当協会本部及び各安全衛生技術センター
- ② 都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)・  
日本労働安全衛生コンサルタント会等

### 筆記試験実施

- ◆関東を除く各安全衛生技術センター・東京会場(試験案内参照)で実施します。

### 筆記試験結果

- ◆筆記試験の結果発表は、試験の日からおおよそ2ヵ月後に、厚生労働省、安全衛生技術試験協会本部及び各安全衛生技術センターで合格者の受験番号を掲示して行います。  
また、合格者及び筆記試験全免除者には、口述試験受験票を送ります。





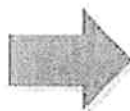
## □述試験実施

◆1～2月に東京会場及び大阪会場の2箇所で開催されます。



## 試験結果

◆労働安全・労働衛生コンサルタント試験の結果は、□述試験の日からおよそ2ヵ月後に官報で公告するほか厚生労働省、安全衛生技術試験協会本部及び各安全衛生技術センターで合格者の受験番号を掲示して行います。また、合格者には、コンサルタント試験合格証が送られます。

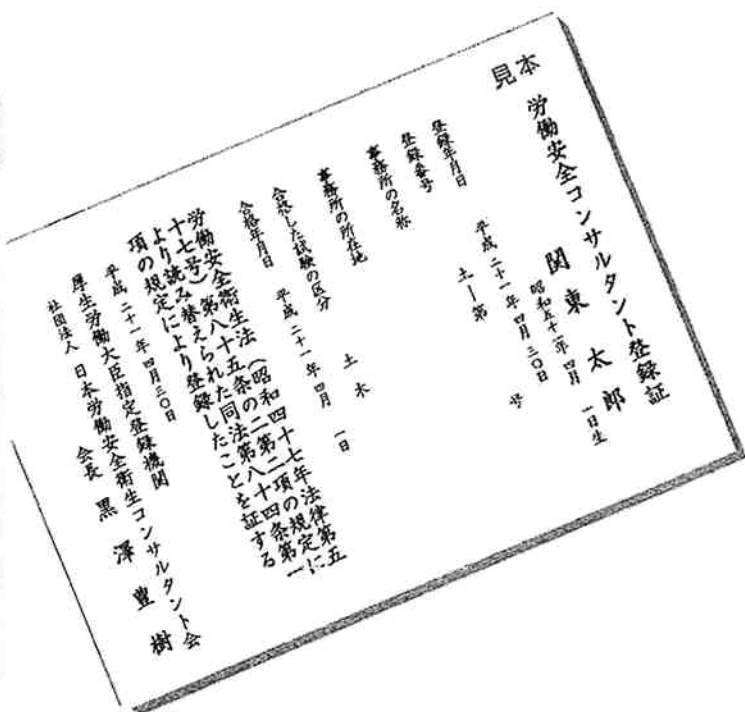


## 合格者



## 登録申請

◆厚生労働大臣指定登録機関  
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会  
(東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル TEL 03-3453-7935)  
あて  
(登録が済みますと、登録証が発行されます。  
なお、登録を受けてはじめて労働安全・労働衛生コンサルタントとしての資格を得たことになります。)



## 試験場（各センター）所在地

●お問い合わせ・受験の相談は  
お気軽に下記安全衛生技術センターまで

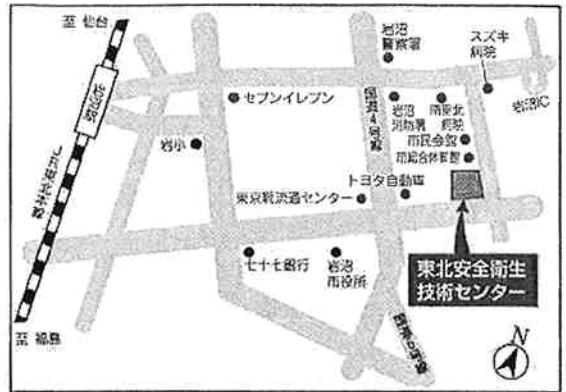


### 北海道安全衛生技術センター

〒061-1407 恵庭市黄金北3-13  
TEL.0123-34-1171

#### 交通案内

- J R / 千歳線恵庭駅東口から北海道文教大学へ800m直進し、正面より左折200m先、徒歩約13分
- タクシー / 千歳線恵庭駅から約3分
- マイカー / 道央自動車道恵庭ICから約8分  
/ 国道36号「恵庭バイパス経由」恵庭市総合体育館裏の信号を南へ400m  
「市街地経由」IBNTT前交差点を長沼方面へ約1.7km、J R 跨線橋を越えて最初の信号を右折300m

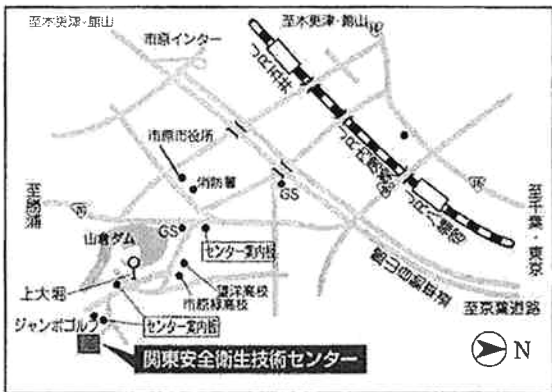


### 東北安全衛生技術センター

〒989-2427 岩沼市里の杜1-1-15  
TEL.0223-23-3181

#### 交通案内

- J R / 東北本線または常磐線で岩沼駅下車、徒歩約25分
- タクシー / 岩沼駅から約5分
- マイカー / 仙台東部道路、岩沼ICからスズキ病院左折約4分  
東北自動車道白石ICから国道4号線経由、約40分



### 関東安全衛生技術センター

〒290-0011 市原市能満2089  
TEL.0436-75-1141

#### 交通案内

- バス / 内房線五井駅東口より小湊バス  
学科試験日に限り、センター行直通運行（約20分、8km）  
バス時刻  
試験開始時間が、10:00の場合 8:40～9:25（最終）  
13:30の場合 12:00～12:55（最終）  
受験者数に応じて1～7台運行されます。  
\*実技試験日は直通バスはありません。
- マイカー / 館山自動車道市原ICから約8km  
市原埠頭入口より約9km

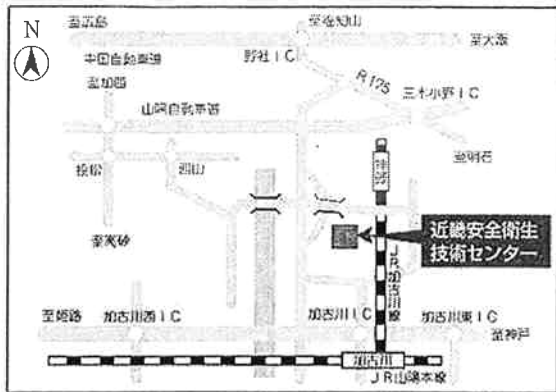


### 中部安全衛生技術センター

〒477-0032 東海市加木屋町丑寅海戸51-5  
TEL.0562-33-1161

#### 交通案内

- 名鉄河和線南加木屋駅下車、徒歩約15分
- マイカー / 名古屋高速道路・知多半島道路大府東海ICから約5分



### ■近畿安全衛生技術センター

〒675-0007 加古川市神野町西之山字迎野  
TEL.079-438-8481

#### 交通案内

- JR/山陽本線(神戸線)加古川駅から加古川線に乗り換え、神野駅下車、徒歩約18分
- バス/加古川駅北出口から神姫バス「神野駅行」に乗車「試験センター前」下車、徒歩約2分
- タクシー/加古川駅から約13分



### ■中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 福山市新漕町2-29-36  
TEL.084-954-4661

#### 交通案内

- JR・バス/福山駅下車、駅前〇番のりば・中国バス「福山港行」にて終点下車(約25分)、徒歩約5分
- マイカー/山陽自動車道福山東1Cから約7km

\*印は、センター案内施設



### ■九州安全衛生技術センター

〒839-0809 久留米市東合川15-9-3  
TEL.0942-43-3381

#### 交通案内

- バス/JRまたは西鉄久留米駅から西鉄バスを利用
  - 行先番号20「吉井営業所、浮羽発着所行」または行先番号25「善院、上原行」に乗車  
合川下車 徒歩約15分
  - 行先番号22「地場産業センター入口經由両筑発行」に乗車  
地場産業センター入口下車 徒歩約3分
  - 行先番号23「田主丸駅前」に乗車  
千歳市民センター入口下車 徒歩約5分
- タクシー/JR久留米駅から約20分、西鉄久留米駅から約15分
- マイカー/九州自動車道「久留米1C」から約2分



シンボルマークは、免許証を手にする2人の人物を図案化したもので、男女、世代を超え、プロフェッショナルとしての職業人の誇りを持つ人々が、明るく快適な職場作りの基本であると言うモチーフを表現したものです。



## 財団法人 安全衛生技術試験協会

<http://www.exam.or.jp/>

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-8-1

千代田ファーストビル 東館9階

TEL.03-5275-1088

### 交通機関

- JR 総武線水道橋駅下車、西口より徒歩約4分
- 地下鉄三田線、新宿線、半蔵門線神保町駅下車  
A2出口より徒歩約3分